

内灘町マイホーム取得奨励金交付要綱

(目的)

第一条 この要綱は、内灘町内において新築住宅を取得した新規転入者に対し、マイホーム取得奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、本町への定住を促進させ人口の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新築住宅 自己の居住のために町内に新たに建築した住宅、又は建築後使用されたことのない住宅であり、延床面積の二分の一以上が自己の居住の用に供され、当該部分の面積が五十平方メートル以上である住宅をいう。

二 新規転入 転入する前一年間、本町の住民基本台帳に記録されたことのないものが、町外から町内へ転入することをいう。

三 町内建築業者 内灘町商工会に加盟する法人又は個人のうち、住宅を建築する事業者をいう。

(交付対象者)

第三条 この奨励金の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

一 新築住宅を取得し、その所在地（当該住宅）に平成二十八年四月一日以降、新規転入した者であること。

二 世帯全員に町税等の滞納がないこと。

(奨励金の額)

第四条 奨励金の額は、二十万円とする。

2 この奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が取得した新築住宅の工事請負契約又は売買契約が、町内建築業者との間に締結されている場合は、十万円を加算する。

3 前二項の規定による奨励金は、その額の二分の一を現金で交付し、残りをその額に相当する内灘町商工会が発行する共通商品券（以下「商品券」という。）で交付するものとする。

(奨励金の交付申請)

第五条 申請者は、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記が完成した日から起算して三月を経過する日までに、内灘町マイホーム取得奨励金交付申請書（別記様式第一号）に次の書類を添えて町長に申請するものとする。

一 世帯全員の住民票の写し

二 建物の登記事項証明書の写し

三 工事請負契約書又は売買契約書の写し

四 家屋未使用証明書（未使用住宅購入の場合に限る。）

五 併用住宅の場合は住宅の図面（居住部分と居住以外の部分の面積が分かるもの）

六 誓約書（別記様式第二号）

七 その他町長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第六条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、内灘町マイホーム取得奨励金交付決定通

知書（別記様式第三号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求及び交付）

第七条 前条の通知を受けた者（以下「決定者」という。）は、内灘町マイホーム取得奨励金請求書（別記様式第四号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書を受理したときは、速やかに当該奨励金を交付するものとする。

3 決定者は、奨励金のうち、商品券の交付を受けたときは、内灘町マイホーム取得奨励金交付に係る商品券受領書（別記様式第五号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第八条 町長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 奨励金の交付に関し虚偽の申請又は不正の行為があったとき。
- 二 奨励金の交付決定後五年以内に、本町に居住しなくなったとき。
- 三 その他町長が特に適当でないと認めたとき。

（奨励金の返還）

第九条 決定者は、町長が奨励金の交付決定を取り消した場合において、奨励金が既に交付されているときは、当該奨励金を返還するものとする。ただし、当該奨励金に係る商品券が消費されていた場合については、当該消費分について現金で返還するものとする。

（その他）

第十条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の内灘町マイホーム取得奨励金交付要綱第四条の規定は、

この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工事請負契約又は売買契約（以下「契約」という。）を締結したもののから適用し、施行日前に契約を締結したものについては、なお従前の例による。